

## 11 就業者比率(産業3部門)

単位: %

市町村名	比率			市町村名	比率		
	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業		第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
<b>県 計</b>	<b>7.9</b>	<b>30.1</b>	<b>62.0</b>				
<b>北 地 域</b>	<b>7.8</b>	<b>28.4</b>	<b>63.9</b>	<b>会 津 地 域</b>	<b>11.3</b>	<b>26.7</b>	<b>62.0</b>
福 島 市	4.9	23.7	71.4	会 津 若 松 市	5.7	25.7	68.7
本 松 市	9.7	37.2	53.1	喜 多 方 市	14.7	30.8	54.5
伊 達 市	14.0	31.9	54.1	北 塩 原 村	14.2	20.8	65.0
伊 本 宮 市	7.0	35.4	57.6	西 会 津 町	19.5	36.4	44.1
桑 折 町	15.0	29.5	55.5	磐 梯 町	17.3	28.0	54.7
国 見 町	18.0	28.2	53.8	猪 苗 代 町	12.2	20.1	67.6
川 俣 町	9.8	42.2	48.1	会 津 坂 下 町	15.9	26.6	57.5
大 玉 村	12.1	35.9	52.0	湯 川 村	23.0	24.3	52.7
				柳 津 町	20.7	29.2	50.1
<b>中 地 域</b>	<b>7.5</b>	<b>29.4</b>	<b>63.1</b>	三 島 町	13.7	28.2	58.1
郡 山 市	3.7	24.7	71.6	金 山 町	20.5	23.0	56.4
須 賀 川 市	10.4	31.5	58.1	昭 和 村	40.9	13.6	45.5
田 村 市	16.6	37.6	45.9	会 津 美 里 町	18.0	26.1	55.8
鏡 石 町	10.8	38.0	51.1				
天 栄 村	15.7	35.6	48.7	<b>南 会 津 地 域</b>	<b>16.5</b>	<b>27.3</b>	<b>56.2</b>
石 川 町	11.2	37.7	51.1	下 郷 町	21.5	25.2	53.3
玉 川 村	19.3	39.5	41.2	檜 枝 岐 村	2.8	3.7	93.4
平 田 村	20.8	43.0	36.2	只 見 町	16.2	33.4	50.5
浅 川 町	11.1	47.1	41.8	南 会 津 町	15.3	27.4	57.3
古 殿 町	14.9	46.0	39.1				
三 春 町	8.3	33.2	58.4	<b>相 双 地 域</b>	<b>9.5</b>	<b>32.9</b>	<b>57.6</b>
小 野 町	14.4	38.3	47.3	相 馬 市	10.2	33.8	55.9
				南 相 馬 市	8.2	33.4	58.4
<b>南 地 域</b>	<b>9.9</b>	<b>38.8</b>	<b>51.4</b>	広 野 町	4.4	33.8	61.8
白 河 市	6.9	38.1	55.0	檜 葉 町	6.8	33.8	59.4
西 郷 村	7.4	39.0	53.6	富 岡 町	5.3	30.0	64.6
泉 崎 村	14.0	40.3	45.7	川 内 村	19.7	30.6	49.7
中 島 村	18.6	38.1	43.3	大 熊 町	6.9	30.7	62.4
矢 吹 町	13.2	36.7	50.2	双 葉 町	7.9	27.3	64.9
棚 倉 町	6.5	43.3	50.2	浪 江 町	9.1	32.9	57.9
矢 祭 町	16.5	41.9	41.6	葛 尾 村	35.7	29.1	35.2
埴 町	16.2	36.3	47.5	新 地 町	13.3	34.8	51.9
鮫 川 村	20.8	40.8	38.4	飯 館 村	28.0	38.5	33.5
				<b>い わ き 地 域</b>	<b>3.2</b>	<b>31.2</b>	<b>65.6</b>
				い わ き 市	3.2	31.2	65.6

・資料出所:総務省「国勢調査報告」

・調査時点:平成22年10月1日

・調査周期:5年

・算出方法:第1次(第2次、第3次)産業就業者数/就業者総数

・参考:第1次産業とは、農業、林業、漁業である。第2次産業とは、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業である。第3次産業とは、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)である。

注)割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。